

日時：令和元年9月29日（日）15：30～16：30

場所：赤れんが庁舎2階2号会議室

〔道からの説明〕

（道担当者）

今日は日曜日の貴重なお時間にお越しいただき、ありがとうございます。

今般、道民の方を対象に無作為で住民基本台帳の中からピックアップし、ご案内させていただきました。

こうしたグループインタビュー形式での説明を道内主要都市6か所、札幌では複数回開催することとしています。道内数か所と、あとは自由に参加にできる地域説明会を道内5都市で今後開催していく予定でして、こうした中でアンケートとかご意見をいただき、今後のI Rの検討に活かしていきたいと考えています。

経緯から話しますと、道ではI Rについて検討しており、今年の4月にホームページに公表していますが、**「I Rに関する基本的な考え方」**を取りまとめたところです。今年の3月のマスコミの調査で、I Rについてよく知らないという方が6割以上いらっしゃるということでした。北海道としても、それまでセミナーを開催した経緯があります。ただ、そうした機会も限られていたこともあり、今回道民の皆様によりI Rについて理解を深めていただく、そしてご意向を伺う目的で、こうしたインタビューと地域説明会を実施しています。

今日はこの冊子に基づいてご説明させていただきます。この資料は3部構成になっていて、まず一つがI Rとはなにかということです。二つ目がI Rを北海道に導入した場合どんな効果があるのかということです。三つ目がI Rを導入した場合、懸念されること、今後整理しなければならない課題、こういったものについて掲載しています。

1ページをご覧ください。そもそもI R、統合型リゾートって何かということです。新聞とかでも最近I Rという見出しが結構出ており、目にされる方も多いのではないかと思いますけれども、昨年7月にI R整備法が成立し、こうした施設が位置づけられることになっていて、大阪、和歌山、長崎、先日は横浜がI Rを誘致したいと手を挙げており、今現在の北海道のように検討している段階の自治体もあります。簡単に言うとI Rというのは、会議場、コンベンション施設、それに宿泊施設、ショッピングレジャー施設、そうした施設を収益面で支えるカジノ施設を一体的に整備し、運営する施設になります。わかりやすく言うと、ディズニーリゾートみたいなテーマパーク、レジャー施設に、横浜にあるパシフィコ横浜という会議場・展示場が一体となった施設、それとカジノ施設を一体的に運営するイメージです。

日本型I RというI R整備法に定められているI Rでは、こういった会議場・宿泊施設は

今の日本にある施設と、同等もしくはそれ以上のスケールを持った施設を整備することとされています。ほかに魅力増進施設とか、I Rに来たお客様を日本全国、北海道全般に送り出す施設、それに加えて民間事業者の創意工夫を活かしたエンターテインメント施設を整備できることとなっています。

2ページをご覧ください。ここから3つ、世界にどのようなI Rがあるのかを紹介させていただきます。まずはこちらのページはラスベガスになります。I Rにはカジノがあると先ほど言いましたけれども、そのカジノと言えばラスベガスを思い浮かべる方も多いのではないかなと思っています。ただ、ラスベガスは今、カジノだけではなくて、ベネチアやパリを模したホテルやエンターテインメント施設が並んでいたり、サーカスとアートを融合したシルク・ドゥ・ソレイユやコンサートが毎晩繰り広げられるエンターテインメントの街としても有名となっています。また、大規模な会議や展示会なども数多く開催されており、アメリカ国内でも有数の展示会の開催場所として知られている側面もあります。

続きまして3ページ目になります。今言ったラスベガスのように煌びやかなI Rもありますが、自然や地域の特性を活かしたI Rもあります。この例ではドイツのバーデン・バーデンという街をご紹介しますが、イメージは左上の真ん中くらいの写真のこういったのどかな街ですが、古くから温泉の街として知られていて、温泉とカジノが一体となった施設もあります。こういったところは社交場として栄えてきたわけですが、これ以外にも街の中にはコンサートホール・美術館があり、全体でI Rの役割を果たしている街です。

最後の例ですが、4ページ目になります。家族3世代で楽しめるI Rとして、シンガポールの比較的新しいI Rです。ご存じの方もいらっしゃるかもしれませんが、リゾート型のI Rで会議場や宿泊施設、ホテルやこの写真の左上の方のようにユニバーサルスタジオシンガポールが建設されていますし、水族館とか、ウォーターパークなど家族3世代で楽しめる施設が整備されているものです。こういったシンガポールのI Rについては、外国人の方のみならず、国民にも愛される施設となっています。近いところでは、一昨年でしたか、米朝首脳会談が行われたのもこのセントーサ島のホテルの一施設になります。3つの事例についてご紹介してきましたけれども、この3つの事例に限らず、まだまだ特徴的な様々なI Rが世界にはあります。

5ページ目をご覧ください。I Rの事例の次は、I Rにはどんなメリットがあるのかということで、北海道に仮にI Rを設置した場合、どういった効果があるのかを説明した資料になります。直接的な効果としては、まずは、これは国の目標でもありますが、外国人観光客を増加させる一つの策として、国はI Rを推進することになっていまして、まず、その場合、観光・M I C E施設を利用するビジネス客、こういった方々の増加が期待されます。道が平成29年度に実施した試算では、訪問者数、I R全体の訪問者数は最大で年間約860万人くらいと見込んでいます。この860万人全ての人々がカジノに来るわけではないのですが、カジノの収益の一部が都道府県等に納付されることになっており、あわせて入場料、これも後程説明いたしますが、こういったものをあわせて自治体へ納められます。道の試算では、

最大で年間 234 億と算出しています。この増えた税収は、基本的に用途を明確にすることになっており、例えば、鉄道・航空・バスなどの二次交通の充実、また外国人観光客の方々が最近北海道にも増えてきて、W i - F i の整備や、そういった設備もしくは受入、ソフト面での受入環境づくりにも使えるのではないかと、こうした安定財源としても期待できるのではないかと考えています。

なお、試算については、人口や海外の I R の実績などのデータを基に行ったもので、まだ精緻なものではありません。仮に I R を北海道に誘致する場合には、こういった I R の機能・コンセプトを明確にした上で、より精緻な試算を行う必要があると考えています。

6 ページ目をご覧ください。観光客の方々やビジネス客が増える、北海道に来る方が増える、税収が上がるといった効果以外にも I R に関連する新たな産業への雇用の創出が期待できるのではないかと考えています。I R にはこれまでにない会議場だとか、かなり大規模な会議場だとか宿泊施設を整備する必要があり、その建設費用もかなりの金額になりますし、そうした施設の運営を通じて、多くの方の雇用の場にもなると考えています。

表の左枠のところにお示ししていますが、北海道経済の構造の課題として、公的需要へ依存する構造であるとか、若年層、若い人が道外に就職してしまう転出超過、働き場がなかなかないという問題、こういったものが北海道経済の大きな課題になっており、こうしたものを全て I R が解決してくれるということはないのですが、こうした経済構造の転換のひとつの契機になるのではないかと考えています。

7 ページ目、I R の話になるとカジノの話題になることがかなり多いので、カジノについて説明させていただきます。I R を議論するとき、カジノなしの I R はできないのかというお話がよくあるところです。ただ、法律上 I R については、会議場や宿泊施設、カジノ、その他の施設を一体的に整備することとされており、今言った会議場、宿泊施設、カジノは必置の施設になっています。こうした会議場、宿泊施設やその他の施設を維持するとともに、魅力ある施設とするため、法律上は収益をあげるだけではなくて、さらに新たな投資を継続的に行うことが求められており、こうしたものの安定的な収益源として、カジノが位置付けられています。そのため、厳しい規制と管理を国は行って、特別に I R の中にあるカジノを合法化することになっています。このカジノの収益については、30% が国と地方に半分ずつ納められ、公益的な用途に活用されることになっています。例えば宝くじの法の目的・趣旨ですけれども、地方財政資金の調達ということで、よく公共的な施設で宝くじの収益金により建てられましたとか、公益的な目的のために活用することとなっています。

8 ページをご覧ください。カジノを認めている国は世界でどのくらいあるのかということです。国によって状況は違いますが、201 か国のうち、127 か国がカジノを合法化しています。こうした国では、入場料の徴収、依存症に関する従業員教育を義務付けるなどの様々な規制、対策、管理を行っており、シンガポール、米国ネバダ州、こういったところの規制がかなり厳しいというかしつかり対策がされていると言われているのですが、こうした事例を参考に、日本でも厳しい水準の規制が法律において設けられました。次のページでもご

説明しますが、例えばカジノへの日本人の入場回数の制限と入場料の徴収とか、マイナンバーカードによる入場の際の本人確認、またカジノ事業そのものに事業者の参入規制が厳しく設定されており、反社会的勢力がカジノ事業に、I R 事業に参加できないような仕組みが設けられています。

9 ページ目をご覧ください。既に日本では競馬・競輪とか、パチンコいわゆるギャンブル等といわれているものが行われていますが、そういった既存のギャンブルと比較したものになります。I R に設置されるカジノは全国で最大3か所になります。比較して、中央競馬、パチンコ店はどのくらいということですが、競馬・競輪・オートレース、これは場数は10とか17とか44とかですが、道内にもその他に馬券などを買える施設があります。一部こういったものはネットでも購入できるようになっています。また、今一番数の多いギャンブル等といいますと、やはりパチンコになるのかなと思います。全国で大体1万店以上、道内でも550店舗以上の施設があります。

I R については、今回、全国で最大3か所認められ、カジノの面積については、I R 全体の床面積の3%以下と決められています。先ほどご説明しましたが、カジノへ入場する際、日本人は24時間あたり6,000円の入場料を納付しなければいけないことになっています。

10 ページ以降、I R を誘致する場合に懸念されることや課題についてご説明します。

まず、一番多くいわれているのは、ギャンブル依存症、カジノによるギャンブル依存症の話になるのかなと思います。確かに、新たなギャンブル、今までにないギャンブルが解禁されることで、ギャンブル依存の問題が発生するリスクこういうものがあることは事実だと私たちは考えています。こうしたリスクを最小化するための対策として、国では先ほど申しました入場制限など、カジノに関する依存症に加え、相談支援や予防教育を総合的に対策していくこととなっています。

どうということかという、先ほど、公営競技やパチンコの話をしました。日本にはこうした既存のギャンブル等について、今まで法に基づききちんとした対策をしてきていませんでした。昨年、ギャンブル等依存症対策基本法が成立して、国としてこうした既存のギャンブル等の対策をどうしていくかという具体的な計画が公表されたところです。この計画に基づいて、都道府県は依存症対策の推進計画を策定することになっており、現在、道では、このギャンブル依存症対策に基づく、推進計画を策定する作業をしています。この計画の中で、自治体・支援機関が連携してギャンブル依存の発生・進行・予防、こういった各段階に応じた依存症対策を行うこととしています。

続きまして11ページ、外国の事例、これはシンガポールの事例になりますが、カジノを解禁してギャンブル依存症は増えているのかについてです。シンガポールでは2010年に、比較的近い時期に2か所のI Rを開業しました。こちらの左下のグラフがシンガポールのギャンブル依存の比率、国民の中のギャンブル依存と思われる方々の比率となっています。3年ごとに調査をしており、減少していることがわかるのではないかと思います。なぜ減少しているのかですけれども、シンガポールで行っている依存症対策の例として、右側にいる

いろいろお示ししていますとおり、シンガポールのIRは2010年開業ですが、その前から依存症対策の国家機関、依存症専門クリニックをつくって、包括的に対策を行うことにしており、そういった対策が少しずつ成果を上げてきているのではないかと考えています。

12 ページになります。シンガポールの例もありますけれども、一方でうまくいかなかった例もあります。左下の事例1ですが、その国の方々も入場できるカジノ、外国人にカジノを開放している外国人向けのカジノが何か所かあるのですが、自国民用のカジノを1か所に限定している国があります。この国はこうした依存症対策とか影響対策をしっかりとやっていたにもかかわらず、カジノの周辺に質屋や金融業の方々がお店を出して、そういったところに行ってお金を借りてカジノをする方が増えて問題になり、依存症と治安が悪化した例があります。

二つ目がカジノの経営がうまくいかなかった例です。ここはリゾート地ですが、カジノを解禁して税収の増加を図ったのですが、周辺にもそういった施設が立ち並び、競争が激化しました。この地域では先ほどのエンターテインメント施設やコンベンション等のビジネス需要の発掘をあまり熱心に行わないで、カジノに頼った経営をしていて、こういった経営をするなかで競争が激化した結果、経営がうまくいなくなり、倒産、そして失業者の増加につながっていった例です。

こうした問題が発生した地域が今現在どういうことをしているのかですが、事例1の地域では、事業者による依存症ケアセンターを設立して対策をとるとか、入場回数を制限するといった対策がとられています。事例2については、こちらはカジノだけではなくて、会議場の整備をすることによって新たなビジネス需要の取り込みや、ショーやクラブ、スパ等のいわゆるカジノ以外のノンゲーミング部門への投資を行って、今施設の再建をしている状況です。北海道でIRを検討する場合は、こういったうまくいかなかった事例も踏まえて様々な影響を想定し、対策を検討することが重要になってくると考えています。

続きまして13 ページです。懸念される影響として依存症だけではなくて、20歳未満の方々、青少年への健全育成への影響ですとか、カジノができることによって周辺の治安が悪化したり、犯罪の温床になってしまうのではないかという課題・懸念もあります。こうした反社会的な勢力をカジノ・IRの経営に参画させないことで、国ではIR整備法で事業者には従業員だけではなく、株主や取引先にも反社会的勢力がないか、といった厳しい背面調査を認定の際に行うこととなっており、こうした人々が会社の役員や従業員にいと、カジノの免許がもらえないイコールIRの運営ができない仕組みになっています。

また、カジノへの入場、これは青少年の方々も反社会的勢力の対策にもなるのですが、マイナンバーカードを活用し、入場の際には本人確認、もしくは回数チェックが行われることになっています。また、20歳未満は当然カジノに入れませんが、カジノの広告を掲出できる場所が国際空港の到着ロビーなどに限定されており、青少年の方々がカジノの広告を見に来ることが制限される対策が講じられることになっています。

14 ページ、そういった懸念される課題、ギャンブル依存、青少年の健全育成、治安の悪

化等以外で、道は苫小牧市の候補地を優先候補地とすることが I R を誘致する場合、妥当としているところですが、この候補地に関する課題を含めて様々な課題があります。主なものとしては自然環境への影響があります。北海道といえば自然が豊かな地域ということもあり、こうした魅力を壊さず、活かすことで自然環境と調和した施設とすることが重要です。また、先ほど会議場やホテルなどはかなり大規模なものを整備すると説明しましたが、北海道には今までにないような規模の施設の整備が求められています。こうした施設が継続して運営できるような整備の方向性を検討することが重要と考えています。

その他として、候補地については、今現在、人も住んでいませんし、社会インフラ・水道・ガス・道路といったインフラ整備がきちりされているわけでもありません。整備をどのようにやっていくのか、その費用をどう捻出していくのか、そういった課題もあります。

最後になりますが、I R についてご説明させていただきましたけれども、この後ご意見・ご質問・アンケート調査になりますので、皆さんの忌憚のないご意見をいただければ幸いです。

〔ご意見・質疑等〕

(参加者 A)

まず資料の 5 ページ目のところなのですが、北海道に I R を導入した際に期待される効果として、I R による収益が最大年 234 億円となるのですが、これは国と道が収入を折半すると別のページにあったと思うのですが、両方合わせた金額でしょうか。

(道担当者)

これは道に入ってくる全額を試算したもの、さきほど 30% で 15% ずつとご説明しましたが、その 15% をもとに計算したものです。

(参加者 A)

今度は、道がギャンブル依存症対策ですとか、治安維持に向けたコストを一定程度負担すると思うのですが、それも試算が出ていたら教えてください。

(道担当者)

大変重要なポイントだと思うのですが、先ほどの 860 万人、234 億円というのは、一定のデータを元に I R に行く方がどれくらいいるのかを想定したもので、仮の試算と説明させていただいたのですが、この時点ではどこにどういった施設をつくるというような精緻なものではまだありません。I R を誘致することになったときに、どういった I R をつくって、どういった影響が出そうなのか、それで見比べながら対策をしなければいけないということ、今後計画をつくっていく中で当然反映させていかなければいけないと

考えています。

(参加者 A)

9 ページ目ですけれど、カジノの入場回数の制限というところ、入場回数の制限よりも私は利用金額の制限のほうが実効的ではないかと思えますけれど、利用金額の制限というのは案としては検討されているのか教えてください。

(道担当者)

依存症対策として、国が法律に基づいてこうした入場制限を徹底しています。国については、一定程度、こういう制限、高い水準の制限をしたとっており、それよりも高い上乗せをするような制限を都道府県独自でやることについては必要ないのではないかという考えです。ただ、こういった国の制限を、基本的な制限、規定をゆがめない方向で北海道が独自にできるもの、たとえば入場制限のことで、マイナンバーカード等を使って、IT 技術を活用して顔認証でやるとか、そうした取組はできるのではないかと考えており、そういった取組については、IR を誘致する場合、事業者等と協議する中でどういったことが上乗せできるのかと具体的に検討していく必要があると思います。

(参加者 A)

IR がうまくいかなかった事例として 2 つ挙げられていて、具体的な国や地域は出ていないのですけれど、自分の意見を考える参考として、経済規模とか文化とかが日本とどこが近い国なのか遠い国なのかと知りたいので、もし具体的な国名や地名が出せるようなら教えてください。

(道担当者)

事例 1 が韓国で、事例 2 がアメリカです。

(参加者 B)

13 ページ目の、青少年の健全育成ということで、広告規制ということは、もし北海道に IR が誘致された場合に、国内外にどうやってアピール、PR していくのか、その方法は具体的に考えてらっしゃるのでしょうか。広告規制は青少年だけに限った広告規制ではないですよね。IR がもし誘致された場合、全国的な PR ですか、外国人に向けた PR はどうする予定なのでしょう。

(道担当者)

この規制についてはカジノの規制です。IR 自体の広告とかそういうものは、この規制には入りません。

(参加者B)

I Rが周知されることになったら、この中にカジノがあるということは必然的にわかるわけですから。それで青少年の広告規制になるのかなと思うのですけれど。

(道担当者)

まずは目に入らないというのが広告規制だと思います。あと青少年の方々にカジノの勧誘をしてはならないという規制があり、ビラとか広告を渡したり、カジノの勧誘をしてはならないといった規制があります。それに加えて、入場させてはならないことになっており、青少年の方々はこういった対策をすることになっています。

確かにI Rにはカジノがありますが、様々な施設が併設されていますので、たとえば宿泊施設ですとか、エンターテインメント施設、ショッピングモールだったり遊園地には、それらの広告については規制の対象にはならないと考えています。

(参加者B)

入場料6,000千円については、どういうところからの試算なのかということと、全国で最大3か所、I Rを誘致できる状態ですけれど、その2つとの入場料の差はどう考えてらっしゃるのか。

(道担当者)

6,000円は法律で決められていまして全国一律になります。北海道にしようが大阪にしようが、24時間あたり日本人は6,000円払わなければならないことになります。

(参加者C)

基本的なことなのですが、全国で3か所誘致を募るということなのですが、国として。いつまでに申請するみたいなことがあったりするのですか。

(道担当者)

まさに今私どもも、いつまでという関心があるところなのですが、先日国は、法律に基づいた国の基本方針案を公表しました。その中で、期間がその方針の中に枠はあるのですが、検討中になっていて示されていません。国は今、基本方針を10月3日までに国民の皆様のご意見をいただくパブリックコメントをやっており、そうした手続きを経てご意見を反映し、「基本方針」として早くても年明けじゃないかと言われているのですが、その際には期間も示されると考えています。

(参加者C)

わかりました。そうすると、たとえば北海道が誘致しますと国に対して手を上げて、決まるのは年明けになってしまうとすると、実際にはかなり先になるということですね。

(道担当者)

どういった施設を整備しなければならないのか、どういった機能をもたせなければならないのか、どういった対策をやっていくのかということを検討して、都道府県は実施方針をつくることになっています。その後に事業者、その施設を整備運営する事業者を選定して、その事業者と一緒に計画をつくって、その計画をもって国に申請をあげるので、おそらく相当の期間がかかるのではないかと考えています。

(参加者C)

思うのが、先週くらいの北海道新聞にIRについて、みたいな特集があったのですが、その中で苫小牧に北海道として、もし誘致する場合には苫小牧でというのはもう決まっているというふうに。

(道担当者)

去年、4月に公表した基本的な考え方を取りまとめるために、有識者の方々に入っていたいろいろなご意見をいただいたのですが、その基本的な考え方をとりまとめる段階で、北海道の中でIRを誘致したいという自治体が釧路市、苫小牧市、留寿都村、この3か所でした。国への申請は立地市町村があって北海道が申請することになりますので、手を上げた自治体がまずあって、その中から北海道としてどこを優先するかを決めて、国に申請するのですが、去年の段階でこの3地域の中で誘致する場合について様々な条件を比較検討した結果、苫小牧市の候補地が実現の可能性が高いということで整理しています。

(参加者C)

個人的には経済効果もIRがあった方がいいと思うのですが、いろいろほかのラスベガスとかからすると、はっきり言って北海道がIRっていても、国内たぶん北海道誘致立候補は認められると思うのですね、3か所に。自分、東京で勤めていたことがありますけれど、本州の人は北海道にやたら幻想みたいないいイメージ抱いているのですね。絶対北海道が立候補したら3か所に選ばれると思います。でもはっきり言って全世界から人を呼ぶにあたって、じゃあ千歳空港に国際線が飛んでいるかということ、せいぜいアジアがちょこちょこ。先日フィンランドのヘルシンキに行ったのですが、それも季節運航という面でなかなか難しいところがあると思うのですが、ラスベガスが先頭だと、ある意味こういうところに勝って国際会議の誘致とかそういうところを含めてご検討いただけるのもいいかと。

(道担当者)

ご意見は今後の参考にさせていただきます。非常に大切なポイントだと思います。

(参加者D)

基本的に、私はカジノによる収益は税向きではないと思っています。ほかのギャンブルもそうですけど、規模がきつと違うのだと思います。これらの事業を行うだけの規模、収益を見込んでいるわけじゃない。それを収益をもとにして事業を行うとなると、かなりの規模で収益金上がるの見込んでいるのだと思うのですが、そうしますとギャンブル依存症まではいかなくても、うちあたりもそうですけど、いろいろギャンブルに行ったりして、家庭の中は穏やかではないです。日本人を馬鹿にしている人方も来ますし、そういうのをあえて国が先導を切って誘導して、国民を泣かせるっていう、家族を犠牲にしてまでもそういうことやらなければならないのかなあと、ほかにも類似しているような事業もたくさんありますし、今は人手不足で本当にそういう収益の、賃金の高いそういうところにばかりだったらなお人手不足も増えると思いますし、倒産とかにもなりますけれども、同じような事業であれば倒産も増えることも考えられますし、北海道はぜんぜん鉄道もなくなってきますし、本当に、本当にもう少し地道なというか、国民の人間らしい生活ができるような方向に少しでも向いていったくれた方が、繁栄ばかりを願うのではなく、地道に歩んでほしいなという、一主婦の願いです。

(道担当者)

カジノができるできないにかかわらず、依存問題を抱える方を一人でも少なくすることが重要なポイントだと思います。今IR誘致どうこうではなく、依存症の推進計画をしっかりとつくって、きちんと支援できる体制をしっかりとつくっていかなくてはならないということで、道では計画をつくる検討を進めているところです。

また人手不足も確かに、東京オリンピックの建設需要で、道内にも人手不足という面もあります。IRができる場合はかなりの数の新しい雇用ができますが、それが今の地元の雇用を吸い上げる、北海道で足りない部分の雇用を吸い上げることは決して望んでいませんので、そういった対策をどうやっていくのかも重要な検討のポイントになっていくと考えています。

(参加者D)

個人的にはIR誘致は賛成なのですが、予算等々の数字の出し方自体に、今後の人口減少を踏まえて、数字が算出されているのかそのあたりが非常に疑問ですね。そのあたりどういった日本の人口の推移などを踏まえて算出されたものなのかを聞きたいところです。

(道担当者)

先ほど、話させていただいたのですが、この試算はまだ精緻なものではなくて、人口も今

の時点の北海道の人口から推計していますので、今後の人口が減少していくに当たってそういうことを加味すると変わってくる可能性はあると思っています。

北海道はIRの誘致の是非について判断していない状況ですので、仮にIRを誘致する場合は、そういった視点も組み入れてより精緻な数字を試算して、皆様にはお見せしていく必要があると考えています。

(参加者D)

たとえば、IRを誘致して日本人を参加させず、海外のお客様だけでカジノをしていただく、あくまで日本の国民の方はIRで周りにできあがった施設、たとえばアミューズメント施設とか、ホテルとか国際会議場とか利用していただくというのも方法の一つではないかと思うのですが、この点はいかがでしょう。

(道担当者)

国が進めるIRは、IR整備法という法律に基づいているのですが、日本人の安易な入場を制限するため、入場回数の制限をかけたりしている前提があり、日本人が入れない仕組みは取れないことになっています。ただし、IRをつくる大きな目的は外国人観光客の増加ですので、IRの設置の目標としてそういう指標を示すことになっており、IRについては近いという意味で多くの道民の方も来られるのではないかと考えていますが、カジノの顧客層として日本人を中心に据えるのではなく、海外の富裕層に来て楽しんでいただくという戦略をつくっていかねばならないと考えています。

(以上)